

高知県文化環境功労者表彰実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、高知県において文化の振興、国際交流の推進、環境の保全及び県民生活の向上に顕著な功績のあったもの（以下「文化環境功労者」という。）を表彰することについて、必要な事項を定めるものとする。

(表 彰)

第2条 表彰は、県内在住の個人又は団体であつて、次の各号のいずれかに該当し、その功績の顕著なものに対して知事がこれを行う。

- (1) 芸術の振興、文化財の保護など文化の振興に尽くしたもの。
- (2) 地域国際化、国際友好交流、国際協力など国際交流の推進に尽くしたもの。
- (3) 自然共生社会づくり、循環型社会づくりなど環境の保全に尽くしたもの。
- (4) 消費生活、安全安心まちづくり、男女共同参画の分野において県民生活の向上に尽くしたもの。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、表彰を行わない。

(1) 次のいずれかに該当すると認めるもの

ア 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この号において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この号において同じ。）であるもの

イ 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるもの

ウ その役員等（法人にあつては業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつてはその長、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいい、個人にあつてはその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等であるもの

エ 暴力団員等がその事業活動を支配しているもの

オ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているもの

カ 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの

キ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したもの

ク 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したもの

ケ 自己又はその役員等が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したもの

コ 自己又はその役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

(2) 前号に掲げるもののほか、表彰することが適当でないと知事が認めるもの

(推 薦)

第3条 前条第1項の規定に該当するものがあるときは、だれでも別記第1号様式による推薦書に別記第2号様式による候補者調書（団体の場合は沿革を記載した書面）及び別記第3号様式によ

る功績調書を添えて、表彰分野ごとに当該行政事務を所管する県の各課を経由して、知事に推薦することができる。推薦書類の提出先は、別表１のとおりとする。

(選考基準)

第４条 被表彰者の選考基準は次のとおりとする。

- (１) 第２条第１項各号に該当するものの活動期間は、概ね１０年以上にわたるものとする。ただし、先導的又は先駆的な活動であり知事が表彰することを適当と認める場合は、この限りでない。
- (２) 国又は県において、すでに同一の功績により表彰を受けているものは除くものとする。

(表彰の方法)

第５条 表彰は、表彰状及び記念品を授与して行う。

(選考委員会)

第６条 文化環境功労者の選考に関する事項を調査審議するため、高知県文化環境功労者表彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

- ２ 選考委員会は、第３条の規程に基づき推薦のあった者について、審議して表彰候補者名簿を作成し、知事に報告するものとする。
- ３ 選考委員会は、別表２で定める委員で組織し、委員長には文化生活部長の職にあるものを、副委員長には文化生活部副部長及び林業振興・環境部副部長のうち環境を担当する副部長の職にあるものを充てる。
- ４ 委員長は会務を統括し、会議の議長となる。
- ５ 委員長に事故があるときは、副委員長が職務を代理する。
- ６ 選考委員会は、委員長が招集する。
- ７ 委員長は、必要と認めるときは、選考委員会に関係課の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- ８ 選考委員会の事務は、文化振興課及び林業環境政策課が行う。

(雑 則)

第７条 この要綱に定めるもののほか、必要事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成８年１１月１８日から施行する。

附 則

この要綱は、平成９年１１月５日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１１年１月２１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１５年１１月２５日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１８年７月６日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１９年６月２７日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２０年５月２０日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２１年７月９日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２３年６月２１日から施行する。

- 附 則
この要綱は、平成 24 年 7 月 24 日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成 25 年 7 月 12 日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成 26 年 7 月 25 日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成 27 年 7 月 30 日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成 29 年 7 月 7 日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成 29 年 9 月 7 日から施行する。
- 附 則
この要綱は、令和 3 年 6 月 10 日から施行する。
- 附 則
この要綱は、令和 4 年 4 月 8 日から施行する。
- 附 則
この要綱は、令和 5 年 6 月 6 日から施行する。
- 附 則
この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この要綱は、令和 7 年 4 月 24 日から施行する。

別表 1

推薦書類の提出先

第 2 条第 1 項第 1 号に該当するもの	文化生活部 文化振興課
第 2 条第 1 項第 2 号に該当するもの	文化生活部 国際交流課
第 2 条第 1 項第 3 号に該当するもの	林業振興・環境部 林業環境政策課
第 2 条第 1 項第 4 号に該当するもの (消費生活、安全安心まちづくりの分野に関するもの)	文化生活部 県民生活課
第 2 条第 1 項第 4 号に該当するもの (男女共同参画の分野に関するもの)	子ども・福祉政策部 人権・男女共同参画課

別表 2

高知県文化環境功労者表彰選考委員

選考委員長	高知県文化生活部長
副委員長	高知県文化生活部副部長（総括）
〃	高知県文化生活部副部長
〃	高知県林業振興・環境部副部長（総括）
委員	文化生活部 文化振興課長
〃	〃 歴史文化財課長
〃	〃 国際交流課長
〃	〃 県民生活課長
〃	子ども・福祉政策部 人権・男女共同参画課長
〃	林業振興・環境部 自然共生課長
〃	〃 環境対策課長

高 知 県 知 事 様

推 薦 者 名

第 回高知県文化環境功労者表彰候補者の推薦について

このことについて、添付の関係書類のとおり、表彰の要件に該当すると認められますので、下記の者を推薦します。

記

氏 名	推 薦 分 野	推薦順位

※推薦分野ごとに順位をつけること。

候 補 者 調 書

①	(ふりがな) 団 体 名		
②	(ふりがな) 氏 名 生年月日	(職名 :)	年 月 日生
③	現住所及び 連 絡 先	〒 — TEL () —	
④	現 職		
⑤	期 間	主 要 経 歴	年 月
	年 月 日から 年 月 日まで		
	年 月 日から 年 月 日まで		
	年 月 日から 年 月 日まで		
	年 月 日から 年 月 日まで		
	年 月 日から 年 月 日まで		
⑥	功績の概要	(主要な功績を簡潔に記載し、詳細は功績調書に記載してください。)	
⑦	賞 罰		
⑧	推 薦 者	氏名(団体名)	
		住 所	〒 —
		記入担当者氏名	
		連 絡 先	

※① 団体名欄については、個人の場合は記入不要です。

※② 氏名欄については、団体の場合は代表者の職氏名を記入してください。

※③ 現住所及び連絡先欄については、団体の場合は主たる事務所の所在地を記入してください。

※④ 現職欄については、団体の場合は記入不要です。

※⑤ 期間欄については、団体の場合は、団体発足日を必ず記入してください。

※ 候補者・候補団体の写真を1部添付願います。

功 績 調 書

氏 名

氏は、 年 月 日に生まれ、

(注意事項)

1. 功績の内容は、高知県文化環境功労者表彰実施要綱により、具体的かつ簡潔に記載してください。
2. 特に顕著な功績については、記載漏れのないようにしてください。
3. 過去に受けた県段階以上の表彰についても記載してください。